

第22回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年9月10日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	欠	5番	渡邊 勉	欠	6番	加藤 寛	欠
7番	横井 啓行	欠	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分

閉 会 時 刻 午前9時35分

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第22回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第22回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は11名でございます。定足数に達しておりますので、第22回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) (日程第2) (日程第3)	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっていますので、本日の議事録署名委員に、8番議席藤田則幸委員と、9番議席松葉里美委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。 それでは、日程第2 報告第45号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第46号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

	<p>事務局</p> <p>日程第2 報告第45号 農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和3年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では、内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の1法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第46号 農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、1件、1筆、面積476m²であることを報告します。</p> <p>報告事項について質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第4)	<p>議長</p> <p>続きまして、日程第4 議案第122号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	日程第4 議案第122号

農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和3年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄

今回の申請は、5件、12筆、面積 17,010 m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<17番案件>の申請地は、藤原町長尾地内の畠です。

譲受人である藤原町長尾の [REDACTED] が、藤原町内に [REDACTED] が所有する議案書に記載の3筆、328m²を売買により譲り受ける申請です。

<18番案件>の申請地は、藤原町坂本地内の農用地の田です。

譲受人である藤原町大貝戸の [REDACTED] が、藤原町下野尻の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、3,223m²を売買により譲り受ける申請です。

<19番案件>の申請地は、員弁町平古地内の農用地の畠です。

譲受人である桑名市の [REDACTED] が、桑名市の [REDACTED] が持分1/2を所有する議案書に記載の1筆、2,521m²を売買により譲り受ける申請です。なお、この申請により、 [REDACTED] が共有持分を全て取得することになります。

<20番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の田、畠です。

譲受人である大安町宇賀の [REDACTED] が、兵庫県神戸市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の5筆、10,205m²を売買により譲り受ける申請です。新規就農のため、営農計画書が提出されております。

<21番案件>の申請地は、藤原町本郷地内の田、畠です。

譲受人である藤原町本郷の [REDACTED] が、桑名市の [REDACTED] が所有する議案書に記載の2筆、733m²を売買により譲り受ける申請です。

以上5件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

	<p>議長</p> <p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第122号を採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。 よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第5)	<p>議長</p> <p>続きまして、日程5 議案第123号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第123号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分) 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和3年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積819m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <6番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。現況は不耕作の畠です。 転用計画としては、所有者である北勢町小原一色の[REDACTED]が、所有する議案書に記載の1筆、819m²を、太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地し、取水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p>農地法第4条1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p>

	<p>この案件につきましては、9月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第123号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 何か質問はありますか。</p>
	<p>それでは、議案第123号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を採決します。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
(日程第6) (日程第7) (日程第8)	<p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第124号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程第7 議案第125号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」、日程第8 議案第126号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第124号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分) 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和3年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、704m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <22番案件>の申請地は、大安町宇賀新田地内の畠です。農地区分は第1種農地です。この場所は、以前は農用地でしたが、今</p>

和3年1月に農用地除外申出があり、8月11日に除外決定がされております。第1種農地ですが、既存施設の拡張ですので、例外的に許可されます。

転用計画としては、譲受人である名古屋市[REDACTED]が、大安町石榑南の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、704m²の面積を、隣接する工場の資材置場として転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は整地をします。周囲はコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。上水道は利用せず、雨水、排水は自然浸透です。

続きまして、日程第7 議案第125号

農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和3年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の申請は、2件、2筆、面積2,079m²です。

<議案書パワーポイントに基づき明細を説明>

<14番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。現況は山林化しており、始末書が提出されています。

転用計画としては、賃借人である愛知県碧南市の[REDACTED]が、兵庫県神戸市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、985m²の面積を、隣接地[REDACTED]、3,097m²と併せて4,082m²を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。なお、隣接地[REDACTED]について、20年以上山林化しているため、後ほどどの議案である非農地証明願いが提出されております。整備計画として、土地造成は整地のみ、周囲にはフェンスを設置します。取水はなく、雨水は自然浸透です。

<15番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畠です。先ほどの議案14番案件の西に隣接いたします。現況は同じく山林化しており、始末書が提出されております。

転用計画としては、賃借人である愛知県碧南市の[REDACTED]が、大安町宇賀の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、1,094m²の面積を、隣接山林[REDACTED]他5筆と併せて、3,188m²を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。整

	<p>備計画として、土地造成は整地のみ、周囲にはフェンスを設置します。取水はなく、雨水は自然浸透です。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第126号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和3年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積406m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><16番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畠です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため、第3種農地です。現況は畠です。</p> <p>転用計画としては、使用借人である大安町丹生川久下の[REDACTED]が、北勢町其原の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、406m²の面積を個人住宅へ転用したい旨の計画です。整備計画として、土地造成は盛土をし、周囲にはコンクリートブロックを設置します。取水は上水道、污水、生活雑排水は、公共下水道を利用します。雨水は道路側溝を利用します。</p> <p>以上5条所有権移転1件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 この案件につきましても、9月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p> <p>現地調査委員 議案第124号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」1件、議案第125号「同法の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請について」2件、及び議案第126号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
--	--

	議長	<p>ありがとうございました。このことについて、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第124号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第125号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p> <p>続いて、議案第126号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第9)	議長	<p>続きまして、日程第9 議案第127号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第9 議案第127号 非農地証明願承認について(委員会処分) 次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和3</p>

	<p>年9月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は5件、5筆、4,852m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><34番案件>の申請地は、大安町門前地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、大安町門前の [REDACTED] で、平成7年から宅地に転用し、現在に至っています。</p> <p><35番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、田です。</p> <p>願い出者は、大安町大井田の [REDACTED] で、平成10年頃から雑種地に転用し、現在に至っています。</p> <p><36番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畠です。35番案件の西に隣接します。</p> <p>願い出者は、大安町大井田の [REDACTED] で、平成10年頃から雑種地に転用し、現在に至っています。</p> <p><37番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畠です。先ほどの議案第125号で説明いたしました14番案件との一体利用になります。</p> <p>願い出者は、大安町宇賀の [REDACTED] で、昭和60年頃から山林となり、現在に至っています。</p> <p><38番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畠です。</p> <p>願い出者は、兵庫県神戸市の [REDACTED] で、昭和62年から山林に転用し、現在に至っています。</p> <p>以上5件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>非農地証明につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第127号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>議事については以上です。</p>
5 その他	議長	<p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
6 閉会の宣言 【午前9時35分閉会】	議長	<p>次回は、10月1日午前9時から現地調査です。1番小川太一委員と15番藤田義昭委員は出席をお願いします。10月8日(金)に委員会となりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>これをもちまして、第22回農業委員会を終了します。</p>

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
